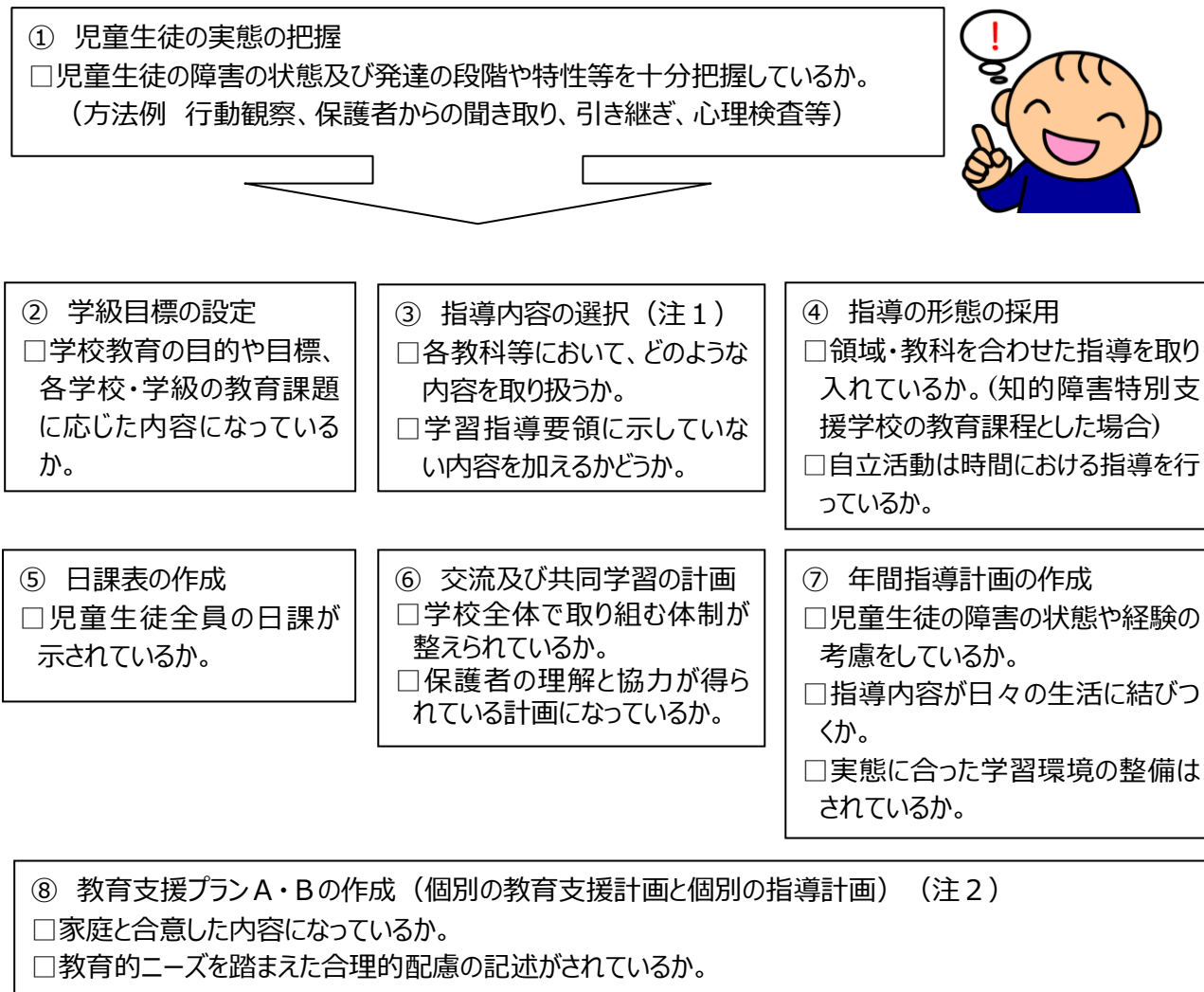


## 2 特別の教育課程の基本

### (1) 特別の教育課程編成の流れ

特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情にあった教育課程を編成する。特別の教育課程を編成する場合も、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。そこで配慮事項等を中心にまとめた。



\*注1：知的障害特別支援学級では、特別の教育課程を組む場合、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

\*注2：個別の教育支援計画（教育支援プランA）は、家庭及び地域や医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児児童生徒への教育的支援を行うために作成する。個別の指導計画（教育支援プランB）は、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、作成する。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める。

### (2) 特別の教育課程の評価

児童生徒のよい点や可能性、発達の様子などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにする。

### (3)特別の教育課程の内容

各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。なお、小・中学校の各教科と知的障害特別支援学校の各教科では「生活」のように同様の名称のものが多いが、内容及び示し方が異なることに留意する。また、各教科や領域等の内容の全てを扱わなければならないものではないことにも留意する。

#### 教科別の指導

※知的障害のある児童生徒に実施

教科別に各教科の基礎的・基本的な内容を系統的、継続的に指導する指導の形態である。一般的に知的系統的要素の教科として、国語・算数（小）・数学（中）の学習があり、技術的要素の教科として、音楽、図工（小）・美術（中）、体育（小）・保健体育（中）等の学習がある。また生活的要素の教科として生活（小）、社会（中）、理科（中）、家庭（中）等の学習がある。



#### 指導上の留意点

- ・児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- ・児童生徒の生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する。
- ・児童生徒が習得したことを実際の生活に役立てるようにする。
- ・できる限り児童生徒の成功体験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切に、主体的活動を促す。
- ・他の教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連、また、各教科等を合わせて指導を行う場合との関連を図る。

#### 領域・教科を合わせた指導「日常生活の指導」

※知的障害のある児童生徒に実施

「児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するもの」である。日常生活の指導は、教科別の指導の生活の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われる。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。



#### 指導上の留意点

- ・日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行う。
- ・毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、くり返しながら、発展的に取り扱う。
- ・できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助と段階的な指導ができるものを扱う。
- ・指導場面や集団の大きさ等、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に則した効果的な指導ができるように計画する。

## 領域・教科を合わせた指導「遊びの指導」

※知的障害のある児童生徒に実施

「遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくもの」である。

遊びの指導は、生活の内容をはじめ、各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成等に一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもある。



### 指導上の留意点

- ・児童が積極的に遊ぼうとする環境を設定する。
- ・教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫する。
- ・身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにする。
- ・遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定する。
- ・自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、色々な遊びを体験できるようにして、遊びの楽しさを味わわせるようにする。

## 領域・教科を合わせた指導「生活単元学習」

※知的障害のある児童生徒に実施

「児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するもの」である。

生活単元学習では広範囲に各教科等の内容が扱われる。単元設定は学校行事、季節の行事、学校生活、社会生活、生活上の偶発的な事柄などをもとに設定する。学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切である。



### 指導上の留意点

- ・単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- ・単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。
- ・単元は児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。
- ・単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- ・単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- ・単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。

## 領域・教科を合わせた指導「作業学習」

※知的障害のある児童生徒に実施

「作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの」である。

作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。例えば、技術・家庭科や美術科などの内容を取り入れながら、園芸栽培や紙工芸、木工芸といった作業活動を、生徒の実態に応じて作業工程を整理して展開することが考えられる。特に、中学校の場合は、生徒が働いている自己の将来像を、肯定的にイメージできるようにするなど、進路指導と関連付けて取り組むことが大切である。

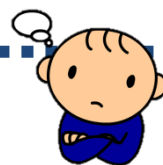


### 指導上の留意点

- ・生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること。
- ・地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種を選定すること。
- ・生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- ・知的障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。
- ・作業内容や作業場所が安全で、衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- ・作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。



閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の編成は、原則的には小学校又は中学校の学習指導要領によることとなります。しかし、学級の実態や児童生徒の障害の状態等を考慮の上で必要である場合、知的障害特別支援学級の教育課程に合わせて、各教科の目標・内容を踏まえながら合科的な授業を行う等の工夫が可能となっています。加えて道徳、特別活動及び自立活動を合わせて行うことのできる特例も規定（学校教育法施行規則 130 条 2）されています。個々の児童生徒の実態に即し、領域・教科を合わせた指導や教科別の指導を生活との結びつきを大切にしながら行っていくことが重要です。



## 領域別の指導「自立活動」

※障害のある児童生徒すべてに実施

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達的基础を培う。



### 指導上の留意点

- ・個々の児童生徒の障害の実態等に応じて内容を設定する。(全てを扱うものではない)
- ・「自立活動」の授業時間を特設して行う指導と、各教科等（教育活動全体）の中で行う指導との関連を図りながら指導する。
- ・自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意する。

### <自立活動の指導内容> 6区分26項目

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の需要と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

※新学習指導要領（平成29年4月）では「6区分27項目」となり、以下の部分に変更となる。

① 「1 健康の保持」の(4)が、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。」に変更。それに伴い(4)の「健康状態の維持・改善に関する事。」が(5)に変更。

② 線部分の文言が追加。

「4 環境の把握」の「(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。」

「(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。」